

イベント会場における火災予防

1 ガソリン等の貯蔵・取扱いの注意

露店・模擬店でガソリン等危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は？

(1) ガソリンの火災危険性とは



- ガソリンの引火点は -40 度と低く、引火しやすい。
- 揮発しやすく、可燃性蒸気は空気より約3～4倍重いので床面に沿って滞留しやすく広範囲に拡大します。

- 金属製容器等の栓が開いていてガソリンが漏洩すると、離れた場所にある火気、高温部、静電気等でも容易に引火し火災に至る危険性があります。

(2) 金属製容器の保管時の注意

- ガソリンは静電気が蓄積しやすい液体なので消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵・取扱うこと。
- 火気や高温部から離れた、直射日光が当たらない通気性の良い床面で保管すること。
- 容器から蒸気が流出しないように確実に栓をしましょう。

(3) ガソリンを注油する時の注意

- ガソリンの漏れや溢れが起きると引火し火災に至る危険性があります。漏れや溢れが生じないよう細心の注意を払うこと。
- 栓を開ける前に圧力調整弁の操作方法等、取扱説明書等に書かれた方法に従いましょう。

- ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、エンジン稼働中に給油は絶対に行わないこと。
- 夏季においては、ガソリンの温度が上がってガソリンの蒸気圧が高くなる可能性があることから、取扱に当たり吹きこぼしが起こらないよう注意すること。

2 火気器具を使用する時の注意

露店・模擬店でガスコンロを使用する場合は？

- ガス漏れを防ぐため、プロパンガス用ゴムホースは器具との接続部分をホースバンドで締め付けるとともに、適正な長さで取り付けましょう。また、ゴムホースにひび割れなどの劣化がないか点検すること。
- プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないように固定すること。



松戸市火災予防条例では平成26年8月1日からガソリンの取扱・貯蔵や火気器具を使用する場所に消火器の準備が義務化されました。

問い合わせ先

松戸市消防局 松戸市危険物安全協会 松戸市防火協会

催し開催時のチェック表

年 月 日

店名

実施者

	点 検 内 容	チェック欄
設営場所	防火対象物等からの避難通路や防火水槽・消火栓等消防水利の妨げのない場所に露店等を設営している。	
	客席の配置のほか、火気器具等や危険物を近接させないなどの火災予防上安全に配慮した配置である。	
消火器	不備欠陥のない消火器を準備している。	
	消火器の使用方法を知っている。	
	適正な位置に配置している。	
火気器具全般	安定した状態で使用している。	
	近くに可燃物がない。	
	火災予防上安全な距離をとっている。	
液体燃料を使用する器具	携行缶は、消防法令に適合した容器である。	
	火気や高温部から離れた、直射日光が当たらない通気性のよい床面で保管している。	
	容器から蒸気が流出しないよう確実に栓をしている。	
	貯蔵又は取り扱う場所において、みだりに火気を使用していない。	
	発電機に途中でガソリン等を補給しなくてもいいようにしている。	
	発電機にやむを得ずガソリン等を補給するときは、必ずエンジンを停止し、近くに人や火の気のない場所で、開口前の事前のエア抜きをする。	
気体燃料を使用する器具	LPガスボンベは転倒しないように固定している。	
	LPガス用ゴムホースは、ひび割れしているものを使用しない。	
	ゴムホースの接続部には、抜け防止用にホースバンド等を使用している。	
	カセットコンロを正しく使用している。	
固体燃料を使用する器具	まき、炭等を使用する場合は、みだりにその場を離れず、残り火の整理を確実にする。	
電気を熱源とする器具	器具を正しく使用している。	
	タコ足配線にしていない。	
放火防止対策	LPガスボンベ等の危険物は、露店終了後には持ち帰り、放置しない。	
	放火されないために、整理整頓を確実にを行う。	

・点検内容が該当する場合は、必ずチェックしてください。

・該当しない項目は、空欄で結構です。

松戸市火災予防条例が一部改正されました



コンロなどの調理器具や自家発電機などの対象火気器具等(※1)を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者が集合する催し(※2)において使用する場合

**消火器を準備した上で
使用することとなりました**



施行日：平成26年8月1日

(※1)「対象火気器具等」とは、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具で、下記の器具をいいます。

- ①液体燃料を使用する器具（石油ストーブ、発電機等）
- ②気体燃料を使用する器具（ガスコンロ、ガスストーブ等）
- ③固体燃料を使用する器具（炭等のバーベキューコンロ、火鉢等）
- ④電気を熱源とする器具（電気コンロ、電気ストーブ、ホットプレート等）

(※2)「多数の者が集合する催し」とは、祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものをいいます。したがって、集合する者の範囲が、個人的つながりに留まる場合は対象外になります。

例) 近親者によるバーベキューや花見など

対象となる催しの範囲は下記の判断基準を参考にしてください。

- ①ホームページ、ポスター等で広く開催主体以外の者に催しを宣伝し、参加を促している。
- ②フリーマーケット、夏祭り、バザー等集客効果が高い催しを計画している。
- ③実行委員会形式で複数の団体が共同で実施する等、共催、協賛及び後援する他団体が存在する。

※ 平成27年4月1日より、多数の者が集合する催しに該当する場合は、「露店等の開設届出書」の届出が義務になります。

ご不明な点がございましたら、予防課までご連絡下さい。

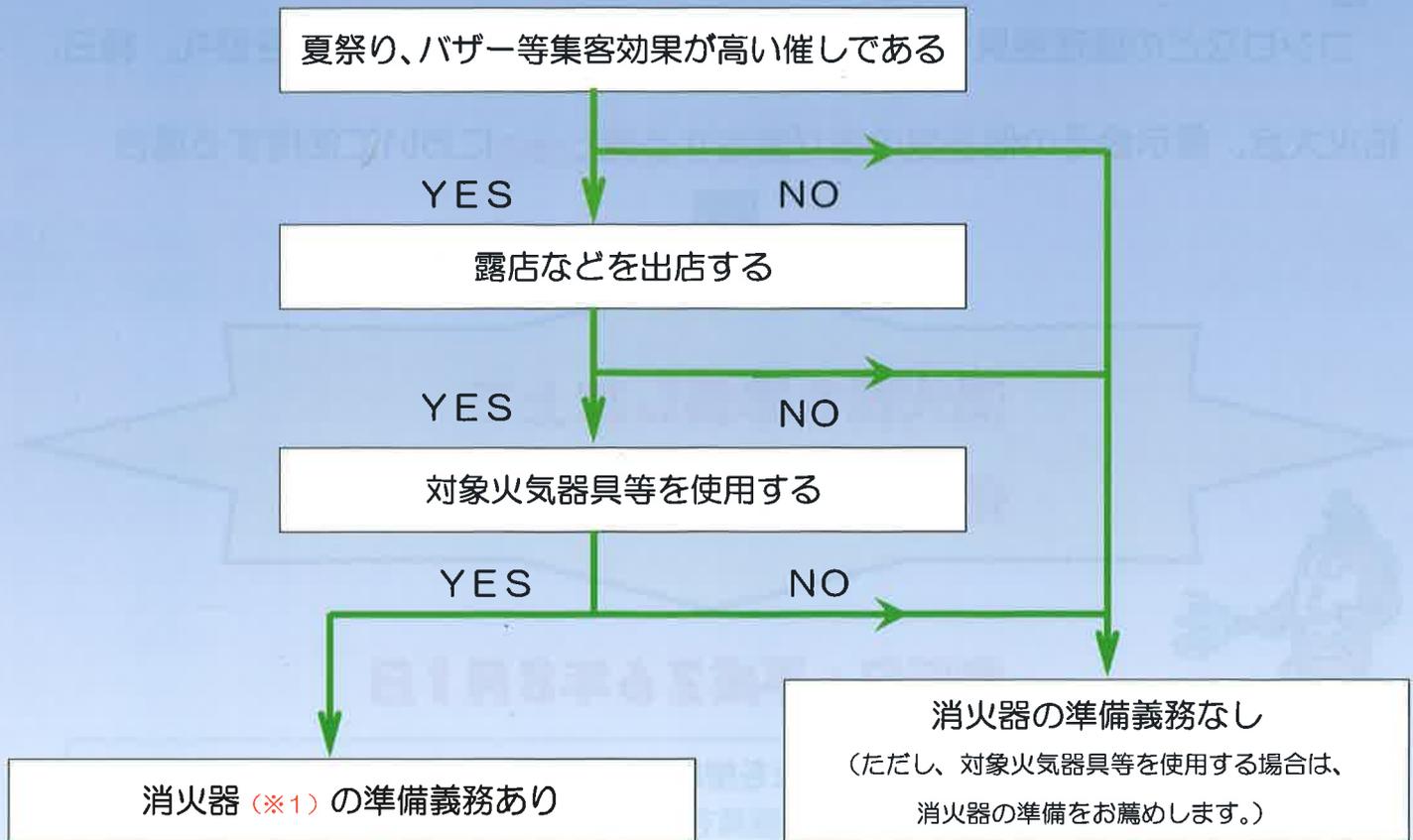
松戸市消防局予防課 Tel 363-1114・Fax 363-1137
Eメールアドレス mcfdyobou@city.matsudo.chiba.jp

松戸市消防局

松戸市防火協会

松戸市危険物安全協会

催し時の消火器の準備義務について



- ※1
- ・消火器は、対象火気器具等を取り扱う者が準備する必要があります。
ただし、一のテント内に複数の対象火気器具等があり、使用者が異なる場合であっても、複数の使用者が協力して有効に初期消火を行なえる場合は、共同して準備することができます。また、下記の全てに適合する場合は、共同して消火器を準備することができます。
 - ①共同で使用する消火器から対象火気器具等までの歩行距離が20m以内であること。
 - ②標識を設置する等、消火器の位置が明確であること。
 - ③対象火気器具等ごとに水バケツ、エアゾール式簡易消火具又は住宅用消火器により初期消火の準備がされていること。なお、水バケツは、液体燃料に使用する器具に対しては、不可となります。
 - ・消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号(※2)で規定する消火器で、大きさ、薬剤の容量等は問いませんが、対象火気器具等の種別、可燃物等の消火に適応とされる消火器を準備してください。

※2 「消火器の技術上の規格を定める省令」第1条の2第1号

一 消火器 水その他消火剤(以下「消火剤」という。)を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの(収納容器(ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であつて、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下同じ。)に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第四十一条第五号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。)をいう。

消防法令に基づいて設置されている

旧規格消火器は

2021年12月31日

までに交換が必要です。



適応火災のマークが
「文字表示」の消火器は、
新規格消火器に2021年12月31日
までに交換してください!



消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

消防法令に基づいて設置されている 旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

なお、製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

適応火災マークを確認してください！

適応火災のマーク



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



普通火災用

油火災用

電気火災用

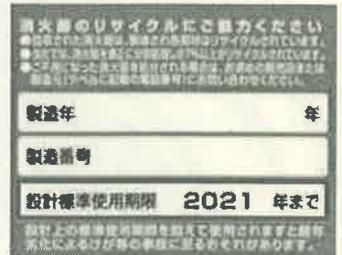
消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

ご家庭等に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

なお、新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格です。



ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または「指定引取場所」（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。



廃棄窓口はスマホで検索



一般社団法人 日本消火器工業会

〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-15-7

TEL : 03-3866-6258

FAX : 03-3864-5265

www.jfema.or.jp

